

別 記

様式第 1 号(第 5 条関係)

※収受番号	番
※収受年月日	年 月 日

文 書 公 開 申 出 書

年 月 日

公益財団法人びわ湖芸術文化財団理事長 様

申出者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称および代表者の氏名）

電話番号（ — — ）
法人その他の団体の場合の担当者氏名（ ）

公益財団法人びわ湖芸術文化財団情報公開規程第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり文書の公開を申出します。

1 申出する文書の名称または内容	
2 文書の公開の方法の区分 （希望する方法を○で囲んでください。）	(1) 閲覧、聴取または視聴 (2) 写しの交付（送付の希望 有・無） (3) 閲覧、聴取または視聴および写しの交付
※備考欄	

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判とします。

2 ※の欄は、記入しないでください。

様式第2号(第10条関係)

文書公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

公益財団法人びわ湖芸術文化財団理事長

年 月 日付けで申出のありました文書の公開については、公益財団法人びわ湖芸術文化財団情報公開規程第10条第1項の規定により、次のとおり文書の全部を公開することに決定しましたので通知します。

1 申出のあった文書の名称 または内容			
2 文書公開申出書收受年月日 および收受番号	年 月 日 收受番号 番		
3 文書の公開の日時および場所	日 時	年 月 日	午前 時 分 午後 時 分
	場 所		
4 担当部課等	電話	— —	内線

注1 指定された文書の公開の日時が都合の悪い場合には、あらかじめ電話等で担当課等まで連絡してください。

2 来所して文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

3 写しの交付を送付により行う場合には、3の公開の日時は、写しを送付できる期日を記載しています。

文書一部公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

公益財団法人びわ湖芸術文化財団理事長

年 月 日付で申出のありました文書の公開については、公益財団法人びわ湖芸術文化財団情報公開規程第10条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を公開することを決定しましたので通知します。

1 申出のあった文書の名称 または内容			
2 文書公開申出書收受年月日 および收受番号	年 月 日	収受番号	番
3 文書の公開の日時および場所	日 時	年 月 日	午前 時 分 午後 時 分
	場 所		
4 文書の公開をしない部分			
5 文書の公開をしない理由			
6 5の理由が消滅する期日	年 月 日		
7 担当部課等	電話	— —	内線

この決定に不服がある場合は、公益財団法人びわ湖芸術文化財団情報公開規程第17条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に公益財団法人びわ湖芸術文化財団理事長に対して異議の申出をすることができます。

注1 指定された文書の公開の日時が都合の悪い場合には、あらかじめ電話等で担当課等まで連絡してください。

2 来所して文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

3 写しの交付を送付により行う場合には、3の公開の日時は、写しを送付できる期日を記載しています。

4 6の欄は、請求のあった文書の一部について文書の公開をしない理由が消滅する期日をあらかじめ明示できる場合に記入してありますので、文書の公開を希望される場合は、その日以後に新たに文書公開申出書を提出してください。

文書非公開決定通知書

第 年 月 日 号

様

公益財団法人びわ湖芸術文化財団理事長

年 月 日付けで申出のありました文書の公開については、公益財団法人びわ湖芸術文化財団情報公開規程第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり文書の公開をしないことを決定しましたので通知します。

1 申出のあった文書の名称 または内容	
2 文書公開申出書收受年月日 および收受番号	年 月 日 收受番号 番
3 文書の公開をしない理由	
4 3 の理由が消滅する期日	年 月 日
5 担当部課等	電話 — — 内線

この決定に不服がある場合は、公益財団法人びわ湖芸術文化財団情報公開規程第 17 条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に公益財団法人びわ湖芸術文化財団理事長に対して異議の申出をすることができます。

注 4 の欄は、請求のあった文書について文書の公開をしない理由が消滅する期日をあらかじめ明示できる場合に記入してありますので、文書の公開を希望される場合は、その日以後に新たに文書公開申出書を提出してください。

決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

公益財団法人びわ湖芸術文化財団理事長

年 月 日付けで申出のありました文書の公開については、公益財団法人びわ湖芸術文化財団情報公開規程第11条第2項の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

1 申出のあった文書の名称 または内容	
2 文書公開申出書收受年月日 および收受番号	年 月 日 收受番号 番
3 延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 延長の理由	
5 担当部課等	電話 — — 内線

決定期間特例延長通知書

第 年 月 日 号

様

公益財団法人びわ湖芸術文化財団理事長

年 月 日付けで申出のありました文書の公開については、公益財団法人びわ湖芸術文化財団情報公開規程第12条の規定を適用することとし、次のとおり公開決定等をする期間を延長しましたので通知します。

1 申出のあった文書の名称 または内容	
2 文書公開申出書收受年月日 および收受番号	年 月 日 收受番号 番
3 公開申出に係る文書のうち 相当の部分について公開決定 等をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 残りの文書について公開決定 等をする期限	年 月 日
5 公益財団法人びわ湖芸術文化 財団情報公開規程第12条を適用 する理由	
5 担当部課等	電話 — — 内線

文書の公開に係る意見照会書

第 年 月 日 号

様

公益財団法人びわ湖芸術文化財団理事長

公益財団法人びわ湖芸術文化財団では、公益財団法人びわ湖芸術文化財団情報公開規程を定め、保有している文書を公開しています。

今回、あなたに関する情報が記録されている文書について、同規程第5条第1項の規定に基づき公開申出がありましたので、同規程第13条第1項の規定により次のとおり通知します。

つきましては、当該文書を公開することについて意見がある場合は意見書を提出することができますので、別紙により 年 月 日までに提出してください。

1 申出のあった文書の名称 または内容	
2 文書公開申出書收受年月日 および收受番号	年 月 日 收受番号 番
3 公開申出に係る文書に記録 されているあなたに関する情報 の内容	
4 公益財団法人びわ湖芸術文化 財団情報公開規程第13条第2項 による場合の同項第1号または 第2号の適用区分および当該 規定を適用する理由	
5 意見書の提出先および 問合せ先（担当部課等）	電話 — — 内線

様式第8号（第13条関係）

文書の公開に係る意見書

年 月 日

公益財団法人びわ湖芸術文化財団理事長 様

住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称および代表者の氏名）

電話番号（ — — ）
法人その他の団体の場合の担当者氏名（ ）

年 月 日付け 第 号で照会のありました文書の公開については、次のとおり回答します。

1 公開についての意見	(1) 公開して差し支えありません。 (2) 公開することに反対します。
2 公開に反対する場合はその理由	(1) 公開に反対する部分 (2) 反対する理由

注 必要に応じ、意見の内容を裏付ける資料やこの様式に書ききれない場合は別紙を添付してください。

文書公開決定に係る通知書

第 年 月 日
号

様

公益財団法人びわ湖芸術文化財団理事長

あなたに関する情報が記録されている文書を公開しますので、公益財団法人びわ湖芸術文化財団情報公開規程第13条第3項の規定により、次のとおり通知します。

1 申出のあった文書の名称 または内容	
2 公開決定年月日	年 月 日
3 文書に記録されている あなたの情報に関する 公開決定の内容	
4 公開決定をした理由	
5 公開を実施する日	年 月 日
6 担当部課等	電話 — — 内線

この決定に不服がある場合は、公益財団法人びわ湖芸術文化財団情報公開規程第17条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に公益財団法人びわ湖芸術文化財団理事長に対して異議の申出をすることができます。

注) 公開を実施する日までに異議の申出がされなかった場合には、異議の申出の期間内であっても公開されることとなります。

異 議 申 出 書

年 月 日

公益財団法人びわ湖芸術文化財団理事長 様

住所
異議申出人
氏名
(法人にあつては、名称ならびに
代表者の氏名および住所)

次のとおり異議の申出をします。

1 異議の申出に係る決定

公益財団法人びわ湖芸術文化財団理事長がした 年 月 日付けの
の決定

2 異議の申出に係る決定のあったことを知った日

年 月 日

3 異議の申出の趣旨および理由

(1) 趣旨

(2) 理由

4 添付書類